

『令和4年版 宅地建物取引士 対策問題集』

訂正のお知らせ

『令和4年版 宅地建物取引士 対策問題集』に下記の誤りがございましたので、訂正させていただきます。読者の皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫びするとともに、訂正させていただきます。

ビジネス教育出版社 編集部

20 頁 問題 **7** 選択肢1の問題文

(誤) 1 Bが自己又は第三者の利益を図る目的で、Aの代理人として甲土地をDに売却した場合、Dがその目的を知り、又は知ることができたときは、Bの代理行為は無権代理とみなされる。

(正) 1 Bが自己又は第三者の利益を図る目的で、Aの代理人として甲土地をDに売却した場合、Dがその目的を知り、又は知ることができたときは、Bの代理行為は無権代理とみなされる。

197 頁 問題 **178** 選択肢4の問題文

(誤) 4 法人である宅地建物取引業者D社の従業者であり、宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有する 20歳未満の婚姻歴のない宅地建物取引士Eは、D社の役員であるときを除き、D社の専任の宅地建物取引士となることができない。

(正) 4 法人である宅地建物取引業者D社の従業者であり、宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有する 18歳未満の宅地建物取引士Eは、D社の役員であるときを除き、D社の専任の宅地建物取引士となることができない。

※ 2022年4月1日施行の民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、婚姻年齢も男女同一で18歳に統一されたことに伴い、婚姻により未成年者が成人に達したものとみなされる民法753条の成年擬制の規定も削除されました。